



訃報

永澤 孝氏
(一般社団法人青梅青色申告会顧問)
享年 96 歳

永澤氏は、青色申告会発足当時から会に携わり、平成 8 年 6 月～平成 17 年 5 月は会長として、退任後は顧問として長い間、会の発展のためにご尽力頂きました。笑顔の優しい健康家で職員との食事は本当に楽しそうでした。一方でシベリアでの過酷な抑留生活を経験するなど時代に翻弄された人生でもありました。申告会に対する多大なるご尽力に感謝し、ここに心からご冥福をお祈りいたします。

無料相談室のお知らせ

地元税理士による税務相談、弁護士による法律相談、当会スタッフによる生命保険相談を無料で行っております。全て予約制となっております。ご希望の方は事務局までご連絡ください。



税理士

10月9日(水)
11月13日(水)

「相続」、「法人成り」
「譲渡」など

弁護士

随時受付中

「売掛金の回収トラブル」
「不動産トラブル」など

生命保険

随時受付中

いろいろな種類があっ
ていてどれに入れ
ばいいの？

流行する前に早めの予防を！

インフルエンザ予防接種

接種料
18歳以上の方 **3,900円** (税込)



西多摩地域にお住いの
65歳以上の方 **2,500円** (税込)

予約開始：10月15日～
受診期間：11月1日～1月末(ワクチンが無くなり次第終了)
受診機関：新町クリニック健康管理センター
(青梅市新町3-53-5)
予約方法：
同封のチラシに必要事項を記入の上、**新町クリニック**
FAX(0428-31-1777)にお申込みください

口座振替のお知らせ

青色共済

10月7日(月) R元年11月～R2年4月
6,000円 (加入者おひとりにつき)

青色申告会 会費

11月6日(水)
6,000円 R元年10月～R2年3月

『税を考える週間』

「税を考える週間」とは、国税局が毎年11月11日～11月17日の1週間を納税者の方に租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた取り組みです。
この取り組みの一環として税務署長による記念講演会や書道展が予定されています。詳細が決まり次第、青色申告会ホームページに掲載致しますのでご覧ください。

青梅、あきる野産業祭に参加します



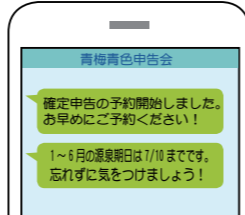
11月2,3日に永山公園で行われる“青梅産業観光まつり”と、11月9,10日に都立秋留台公園で行われる“あきる野市産業祭”に青色申告会も参加します。ゲームコーナーなどを予定しております。ぜひお立ち寄りください。

LINEでお知らせをご案内します

源泉・年末調整、会費引落日、申告期予約開始など



青梅
青色申告会
@qjv4707w



今年、会計ソフトでやるならギリギリの時期！ ツカエル青色申告



申告会推奨
“会計ソフト” 年額 **5,000円**

＜購入からの流れ＞

- ① “持ち物”を持って申告会へ
- ② 職員と一緒にツカエル青色申告をダウンロード、初期設定
- ③ 入力方法を教わる
- ④ 自宅に帰って入力開始
- ⑤ 入力したら申告会で点検

持ち物

- ・ノートパソコン (デスクトップパソコンの方はUSB)
- ・ソフト代 5,000円
- ・事業で使用している通帳(1月から)
- ・領収書(レシート)
- ・前年の決算書、申告書

日曜開館日(午前のみ)

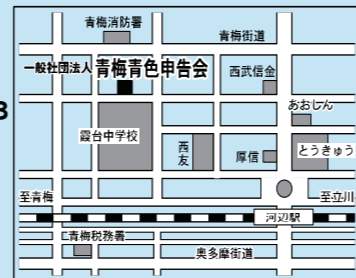
10月27日、11月24日

休館日

10月12日(土)、26日(土)
11月9日(土)
および日曜・祝日

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
TEL : 0428-23-0108 FAX : 0428-22-4788
e-mail : info@ome-airo.com
HP : http://www.ome-airo.com
受付時間：平日 9:00～17:00
土曜 9:00～12:00
休館：第二、四土曜、日曜祝日



(一社) 青梅青色申告会
あおいろ
だより

VOL. 161 - 令和元年 10月号 -

会員各位

一般社団法人青梅青色申告会
会長 角田 俊一

会費改定のお知らせ

拝啓 仲秋の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は当会の諸活動と運営にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当会は青色申告の普及拡大と個人事業者の記帳指導などのサポート事業に取組み、会員の皆様からの会費収入を中心に運営を致しております。

しかしながら、諸活動の充実に伴う今後の財政需要は益々大きくなり、この度の消費税率の引き上げに伴いまして、当会の運営につきましても大きな負担が予想されます。

健全な発展には安定した財政基盤が不可欠であるため、以前より理事会において会費の値上げについて提案及び協議がなされておりましたが、令和元年5月29日の通常総会において下記の通り承認されました。

会員の皆様には、ご負担をおかけすることになりますが、青梅青色申告会が諸事業を更に充実させ、会員の皆様や社会へ一層の貢献ができますよう、今回の会費改定について何卒ご理解を賜り変わらぬご厚情をお願い申し上げます。

敬具

1、会費

	改定前	改定後
正会員	月額 1,000円	月額 1,500円
準会員	月額 500円	月額 750円

2、実施時期

令和2年4月1日(令和2年度会費)から

以上

消費税の軽減税率制度が開始されました。 軽減税率の対象の商品を取り扱う事業所の皆さん 課税売上を軽減分(8%)と標準分(10%)に区分できますか?

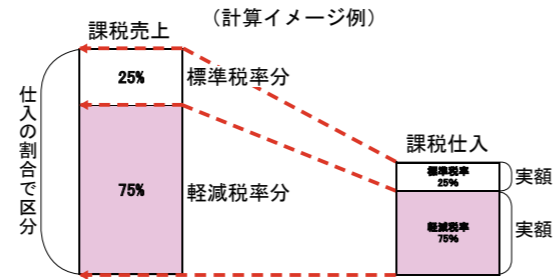


課税売上(税込)を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者(基準期間の課税売上が5,000万円以下)は経過措置として、課税売上(税込)の合計に一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる課税売上(税込)を計算することが認められています。(令和5年9月30日まで)

①『小売等軽減仕入割合』

「標準税率分の仕入金額」と「軽減税率分の仕入金額」との割合で売上をあん分する方法

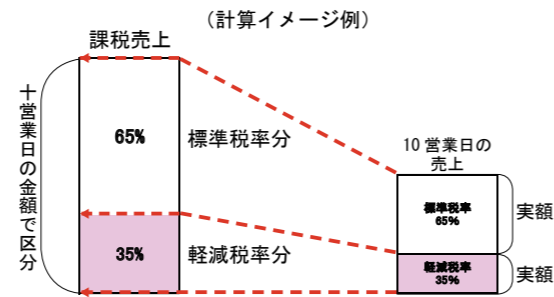
要件: 課税売上は税率ごとに区分できないが、仕入は税率ごとに区分できる「卸売業」「小売業」を営む事業者が適用



②『軽減売上割合』

通常の事業を行う連続する10営業日の売上を標準課税分と軽減税率分に区分し、その割合で売上全体を区分する方

要件: 課税売上は税率ごとに区分できないが、通常の事業を行う連続する10営業日の売上を管理できる事業者が適用



軽減売上割合を適用する場合の例示

- (1)パン屋・ケーキ屋のイートイン分の売上
- (2)寿司屋・そば屋の出前分の売上
- (3)焼き鳥屋の持ち帰り分の売上...等

※通常の事業を行う連続する10営業日は、通常でない営業日を除いた前後の連続する期間の合計10営業日になります
※通常の事業を行う連続する10営業日は、適用を受けようとする課税期間中の10営業日で、いつかは問いません

(例)毎週土曜、日曜日が特売日で、月曜日が定休日の場合の通常の事業を行う連続する10営業日(①~⑩)

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
特売日	定休日	①	②	③	④	特売日	特売日	定休日	⑤	⑥	⑦	⑧	特売日	特売日	定休日	⑨	⑩			特売日

③軽減対象分の売上割合を50%とする特例

要件: 上記①、②の計算が困難で、軽減対象分の売上が概ね50%以上の事業者が適用

$$\text{課税売上} \times 50\% = \text{軽減対象分の売上}$$

もう一度“消費税軽減税率”

いよいよ始まった「消費税軽減税率」。ここではもう一度簡単におさらいしておきましょう!

間違いやすいもの



軽減税率の対象は“食料品”と“新聞”が基本になります。食料品でも酒類や外食などいくつか除外されるものがありますので注意が必要です。

秋の入会勧奨月間

お近くにいらっしゃいましたらご紹介ください

青梅青色申告会は、昭和25年11月に設立された、「西多摩地域唯一の個人事業者の自主組織」です。しかし、最大で4,700名を数えた会員数も、廃業等を理由に、現在では約3,400名となっています。

また、申告会は他からの助成金等を一切受け取らず皆様からいただいている会費のみで運営をしており、会員さんによって直接支えられ、事業の目的や成果の還元先も会員さんにある、まさに「会員主体」の組織なのです。

そのため、今後のさらなる事業拡充はもちろん、記帳や決算書作成などのサポートをさせていただく職員の育成、電子申告やデジタル機器の普及など記帳・税務をめぐる環境の変化への対応等、皆様へのサポート体制を維持・充実していくためにも、一人でも多くの会員が必要です!

申告会にとって、会員の皆様は大切な存在です。「皆様の申告会」を守り育てていくためにも、ぜひお力をお貸しください。

新規会員ご紹介で紹介していただいた方に

QUOカード1,000円プレゼント!



入会希望の方から事務局にお電話いただけましたらご説明させていただきます



今年もあと3ヵ月! みなさん記帳は進んでいますか?

定期的な点検、早めの準備でスムーズな申告を

今年もあと3ヵ月を切りました。皆様、記帳の状況はいかがでしょう? 青梅青色申告会では、「特別記帳点検月間」として、決算・申告期に向けた記帳内容の点検を重点的におこなってまいります。多くの会員の皆様が来館される**決算・申告期(1/22~3/31)**に入りますと、**決算等作成サポートに専念させていただくため、原則的に記帳内容の確認はおこなえません。**

より正確でスムーズな決算をおこなうためには、事前の記帳点検が必要です。早めに記帳点検を受けておけば税金への対策がうてる時もあります。慌てず安心して決算申告期を迎えましょう!



講演をされる佐藤青梅税務署長

北建「第46回みぢかな税の講習会」

9月13日(金)13時30分より、今年で46回目を迎える北建支部主催「みぢかな税の講習会」が、青梅税務署より佐藤署長、山崎副署長、配島個人課税第一部門統括官、橋本個人課税第一部門指導上席をお招きし、青梅市の霞共益会館ホールにて224名の参加者を集め開催されました。

第1部では、佐藤署長による「「じんこう」問題とスマート税務行政への取組みについて」をテーマに講演が行われました。第2部では、山崎副署長による「軽減税率」についての講演と配島統括官、橋本指導上席のご挨拶が行われ、参加者一同が税への造詣をより一層深める会となりました。

ツカエル青色申告 やよいの青色申告



をご利用の方へ更新のお願い

“ツカエル青色申告”“やよいの青色申告”をご利用時、**更新の案内**が表示される事があります。これが表示された場合は**必ず更新を行ってください**。更新作業を行わないと新たな変更点が反映されません。

また、“やよいの青色申告”で最新バージョン以外をご利用中の方は、税率や決算書・申告書が現在の物と異なり、申告時に間違える場合がございます。また申告会のパソコンはすべてWindows10となっており、やよいの青色申告14以前のものは動作保証がされておらず、不具合が発生する可能性があります。このような理由から、青梅青色申告会では最新版のご利用をお勧めしております。購入される方は事務局までご連絡ください。

消費税“軽減税率”説明会を開催しました

軽減税率の開始直前の9月20日に青梅税務署の指導上席を講師に招き、説明会を開催しました。今までの8%と軽減税率の8%では、国税及び地方税の税率が異なるため別集計が必要だったり、請求書や領収書は軽減税率と標準税率の請求書及び領収書は区分記載が必要になったりと、この改正においての変更点を中心に説明をしていただきました。参加者の方からは「今までにない計算方法だから混乱しそうだが、今日の説明を参考にひとつひとつ対応していきたい」とおっしゃられていました。

Windows7のパソコンをご使用中の方

Windows7は2020年1月14日にサポートが終了となります。サポートが終了するとセキュリティー更新プログラムの提供がなくなるなど、さまざまなリスクが考えられます。Windows10へのアップグレードもしくは新しいパソコンの購入をお勧めいたします。